# 変更届提出書類一覧(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

## ■届出について

- ・サービス情報の変更届については、<u>事業所単位での届出となります</u>。例えば、同一所在地に同一法人の運営する複数 の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出が必要となります。
- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。

また、届出方法が郵送の場合でも、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合には、来庁して一括で届出てください。(例:事業所移転に伴う管理者の変更等)

なお、届出方法が郵送となっている場合であっても、**届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。**また、届出方法は郵送となっている届出については、窓口に持参していただいても結構です。

・変更内容によってはメール提出が可能な場合があります。メールでの提出をご希望の場合はご相談ください。

#### ■提出書類

• 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

| 変更する事項         | 提出書類  | 届出方法 | 留意点  |
|----------------|---|------|--|
| 事業所の名称         | □変更届出書(様式第一号(五))<br>□指定に係る記載事項(付表第一号(八))※1<br>□運営規程<br>□変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2   | 来厅   | 別の所在地にある事業所と同一<br>名称を使用することはできませ<br>ん。   |
|                | ●事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合   |      | 事業所番号が変更になる場合は<br>事前にご相談ください。  |
| 建物の構造、区画の変更    | □変更届出書(様式第一号(五)) □平面図(標準様式3) □部屋別施設一覧表 □設備等一覧表(標準様式4) □変更された部分の写真(カラー) □大阪府に提出した介護者人福祉施設の変更届の写し □変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2  | 来 庁  | 補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。<br>居室等の区画が変更になる場合、事前協議が必要です。事前にご相談ください。 |
| 入所者の定員         | □変更届出書(様式第一号(五)) □指定に係る記載事項(付表第一号(八))※1 □運営規程 □従業者の勤務体制一覧表(標準様式1) □従業者の資格を証明する書類の写し(未提出の者のみ)注 1 □大阪府に介護者人福祉施設の変更届を提出している場合はその写し □変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2  | 来 庁  | 注1 はり師・きゅう師の資格を有する者を機能訓練指導員として配置する場合は、実務経験証明書の添付が必要です。                         |
| 管理者の<br>氏名及び住所 | □変更届出書(様式第一号(五)) □指定に係る記載事項(付表第一号(八))※1 □誓約書(参考様式9-4) □組織体制図(他の業務と兼務する場合のみ) □変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2 [婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合] □変更届出書(様式第一号(五)) □指定に係る記載事項(付表第一号(八))※1 □変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2 | 郵送   |  |

## ◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

| ◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き         |  |      |  |  |  |  |
|------------------------------|--|------|--|--|--|--|
| 変更する事項                       | 提出書類   | 届出方法 | 留意点  |  |  |  |
| 運営規程                         | ①通常の送迎の実施地域、利用料その他の費用 ②区画整理等により住居表示が変更となった場合 ③その他運営規程の変更 注1 □変更届出書(様式第一号(五)) □指定に係る記載事項(付表第一号(八))※1 □運営規程 □住居表示変更の証明書等の写し(②の場合のみ) □変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2 ●②の変更の場合は、運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。 | 郵 送  | 変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。  運営規程記載例の改定に伴う運営規程の変更手続き方法についてはその都度、HP等でお知らせします。 注1 従業員数の変更のみの場合、その度の届出は不要です。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、届出が必要です。 |  |  |  |
| 協力医療機関<br>の名称<br>契約内容の変<br>更 | □変更届出書(様式第一号(五)) □指定に係る記載事項(付表第一号(八))※1 □協力医療機関との契約書の写し □大阪府に介護老人福祉施設の変更届を提出している場合はその写し □変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※2   | 郵送   |  |  |  |  |
| 介護給付費算<br>定に係る体制<br>(加算項目)   | ※詳細については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」をご参照ください。  | 来 庁  | 届出が受理された日が属する月<br>の翌月(届出が受理された日が<br>月の初日である場合は当該月)<br>から算定開始。ただし、処遇改<br>善加算は届出期日が異なります<br>のでご注意ください。                                   |  |  |  |

※1: 指定に係る記載事項(付表第一号(八))については、事業所情報と変更のあった箇所のみ記載してください。 ※2: 変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更届・加算届受付票をお返 しします。郵送での返送をご希望の場合は、定型封筒(切手貼付)を添付してください。

# 【事業所の連絡先の変更について】

事業所の電話番号、FAX 番号に変更があった場合は、法令上の届出事項ではありませんが、以下のとおり連絡をお願いします。

| 変更する事項                  | 提出書類             | 届出方法 | 留意点   |
|-------------------------|------------------|------|---|
| 事業所の連絡先<br>(TEL 及び FAX) | 口変更届出書(様式第一号(五)) | 郵送   | 変更届出書以外の様式を<br>用いて連絡することをご<br>希望の場合は、下記問合せ<br>先までご相談ください。 |

(問合せ先) 柏原市福祉こども部福祉指導監査課 TEL 072-971-5202 (直通)